令和4年3月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和4年3月8日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社オリエンタル観光（法人番号：5020001070647）　代表者　長谷川　輝明
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県川崎市幸区小倉3-4-35 （本社営業所）　神奈川県川崎市幸区小倉3-4-35
（４）行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
（６）違反行為の概要	令和3年12月14日及び令和4年1月11日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)、(3)事故の未届出(運送法第29条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　3点 当該事業者の累積点数　3点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)